

第二十八回国会
衆議院

議院運営委員會議録第十九号

昭和三十三年三月二十六日(水曜日)

午後一時二十五分開議

出席委員

委員長 山村新治郎君

理事佐々木秀世君 理事長谷川四郎君

理事山中貞則君 理事池田龍治君

理事野原覺君

安藤 覺君

大野 市郎君

藤枝 泉介君

松澤 雄藏君

委員外の出席者

議長 益谷 秀次君

副議長 杉山元治郎君

事務総長 鈴木 隆夫君

三月二十六日

委員松澤雄藏君辞任につき、その補欠として中山榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員中山榮一君辞任につき、その補欠として松澤雄藏君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件
緊急質問の取扱いに関する件
議院法制局法等の一部を改正する法律案起草の件
裁判官弾劾法の一部を改正する法律案起草の件
衆議院法制局職員定員規程改正の件
衆議院法制局事務分掌規程の一部改正

正の件
事務局の人事承認の件
本日の本会議の議事に関する件
次回の本会議の件

○山村委員長 それでは、これより会議を開きます。

まず、公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件についてでございますが、本件は、同委員長横田正俊君が昨二十五日辞任いたしましたので、その後任として長沼弘毅君を任命することに付いて、内閣より本院の同意を求めて参つたものであります。本件につきましては、先刻の理事会での話し合いの通り、同意を与えることとし、本日の本会議において、これを決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山村委員長 次に、日本社会党の岡良一君より提出されました「米国、英

国に対する原子力動力協定に関する緊急質問」の取扱いについてでございますが、先刻の理事会での話し合いの通り、本緊急質問は、本日の本会議において行ふこととするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山村委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さよう決定いたしました。つきましては、本緊急質問の発言時間は大体十五分程度とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○山村委員長 次に、緊急上程予定議案についてでございますが、社会労働委員会の、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案が、本日委員会の審査を終了いたしております。また予算委員会の、昭和三十三年度一般会計予算補正(第3号)、昭和三十三年度特別会計予算補正(特第5号)が、本日委員会の審査を終了いたしました。右各案を本日の本会議に緊急上程するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。なお、補正予算の議事についてでございますが、両件を一括議題とし、まず予算委員長長崎真澄君より報告があります。討論については、日本社会

党の田原春次君から反対討論の通告があります。討論の時間は、先ほどの理事会での話し合いの通り、十五分程度とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山村委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さよう決定いたしました。採決の方法は、補正予算両件を一括いたしまして、記名投票によることにいたします。

○山村委員長 この際、庶務小委員の長谷川四郎君より発言を求められております。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 この際、庶務小委員の了承を得ました二、三の案件について御報告を申し上げ、御了承を得たいと存じます。

第一は、議院法制局法等の一部を改正する法律案であります。その内容は、最近における立法事務の激増に應じ、法制局の機構を整備するため、法制局に次長を設ける議院法制局法の一部改正と、これに伴い国会職員審査委員会の委員に法制局長を加えるため、国会職員法の一部を改正するものであります。

第二は、法制局事務分掌規程の改正であります。次長制の設置に伴い、四部制とするための必要な改正であります。

第三は、法制局職員定員規程案であります。これは先般報告して御決定を願いました事務局職員定員規程と同様、各省定員法のように、参事、主事等を一本化した定員規程の改正であります。

まして、実質的な増員ではございません。第四は、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案であります。訴追委員会及び弾劾裁判所の各事務局に、参事、主事各三人並びに主事補その他の職員を置くことになっておりますが、これも実質的に増員するのではなくて、振りかえによりまして、参事、主事各四人と改めるものでございます。

以上の各案の内容は、いずれもお手元に配付しております通りであります。いずれも庶務小委員の御了承を得ましたものでありますから、何とぞ御了承の上、分掌規程以外のものは、しかるべきときに本会議提出の運びとされんことをお願いいたします。

○山村委員長 ただいま長谷川四郎君から報告のありました各法律案起草の件及び諸規程改正の件につきまして、それぞれその報告の通り決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました各法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山村委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さよう決定いたしました。なお、右の各法律案及び職員定員規

程改正の件は、適當の日の本会議において議決を願うことにしたいと思ひます。

○山村委員長 次に、人事承認の件についてでございますが、事務局長から説明をお願いします。

○鈴木事務局長 先般、本院を通過いたしました予算定数に従ひまして、このたび参事の承認をお願いいたしたいと存じますが、お手元に候補者の略歴を配付してございます。最初の上原君から石井君までの四名は、主任速記士として、また太田君から児玉君までの十六名の者は、いずれも各部課の係長といたしまして、現に精勵いたしておりまして、在勤年数も相当長く、また、いずれも有能な職員でございますから、今回参事に昇任いたしたいと存じますので、何とぞ御承認いただきたいと存じます。

また、次に参事辞任の件の御承認をいただきましたと存じます。参事鈴木實君は、本院に三十有余年の間在職した職員でございますが、今般一身上の都合により退職いたすことになりましたので、この人事につきましても、あわせて御承認をいただきたいと存じます。

○山村委員長 それでは本件はこれを承認するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○山村委員長 次に、本日の議事につ

いて事務局長から説明をお願いします。

○鈴木事務局長 最初に、公正取引委員会委員長の任命について同意を求めるの件を議題といたしまして、その次に、予算の緊急上程をお願いいたしまして、それが終了しましたら、緊急質問に入りまして、岡さんの原字力の質問、これは要求大臣は、総理、大蔵、外務、正力国務大臣でございます。それから日程に入りまして、日程第一でございますが、これは全会一致でございます。外務委員長の床次さんが御報告に相なる予定でございます。その次に、社会労働委員会から、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案が、全会一致で上つて参っておりますので、これを緊急上程をお願いいたします。これは理事の植村さんが御報告に相なる予定でございます。以上でございます。

○山村委員長 それでは、きょうの本会議は四時ですか。

○長谷川(四)委員 四時半。

○山村委員長 それでは予算が上り次第……

○野原委員 連絡していただいて……

○山村委員長 次回の本会議は、あす定刻から開会することいたします。従つて、次回の委員会は、明日午前十一時から理事会、引き続き委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十三分散会

〔参照〕
議院法制局法等の一部を改正する法律案

議院法制局法等の一部を改正する法律

(議院法制局法の一部改正)

第一条 議院法制局法(昭和二十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 各法制局に法制次長一人を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

法制次長は、法制局長を助け、局務を整理し、各部課の事務を監督する。

法制局長に事故があるときは、法制局長が欠けたときは、法制次長が、法制局長の職務を行う。

(国会職員法の一部改正)

第二条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「各議院法制局の部長」を「各議院法制局の法制次長若しくは部長」に改める。

第三十五条中「法制局長」の下に「及び法制次長」を加える。

第三十五条の二中「法制局の部長」を「法制局の法制次長及び部長」に改め、「他の院の法制局の法制局長」の下に「及び法制次長」を加える。

第三十六条から第三十八条まで中「法制局長」の下に「及び法制次長」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

立案審議の機能の増進を図る等のため、あらたに各議院の法制局に法制次長を置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程案

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程案

衆議院法制局事務分掌規程(昭和二十三年七月九日決定)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第三部」を「、第三部及び第四部並びに庶務課及び調査課」に改める。

第二条第一項第六号中「大蔵委員会」を「通信委員会」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「庶務課、」を削り、同条第三項中「前条第一項第一号乃至第五号」を「前条第一号、第四号及び第五号」に改め、「(人事院の所管に属するものを除く。)」を削り、「他部」を「他部課」に改め、同条第四項中「前条第一項第六号乃至第八号」を「前条第二号」に改め、「及び人事院の所管に属する法制に関する事務」を削り、同条第五項中「立法例の調査、法令台帳の整備その他法制に関する資料の収集及び整備に関する事務」を「前条第三号及び第六号から第八号までに掲げ

る委員会の所管に属する法制に関する事務」に改め、同条第二項を削る。

第四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五条第三項中「及び第四号」を削る。

第六条中第四号を削る。

第七条第三項中「及び第四号」を削る。

第九条を第十三条とし、第八条を第十二条とし、第七条の次に次の四

条を加える。

第八条 第四部は、左の各号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務を掌る。

一 大蔵委員会

二 建設委員会

第九条 第四部に第一課及び第二課を置く。

第一課においては、前条第一号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務を掌る。

第二課においては、前条第二号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務を掌る。

第十条 庶務課においては、局内の庶務及び人事に関する事務を掌る。

第十一条 調査課においては、立法例の調査、法令台帳の整備その他法制に関する資料の収集、整理及び調製に関する事務を掌る。

附 則
この規程は、昭和三十三年四月日から実施する。

衆議院法制局職員定員規程案

衆議院法制局職員定員規程

衆議院法制局職員（法制局長、休職者及び非常勤職員を除く）の定員は、六十六人とする。

附 則

1 この規程は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 衆議院法制局職員定員規程（昭和二十三年七月五日議決）は、廃止する。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

律案

裁判官弾劾法の一部を改正する法律

法律

裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第十八条第二項中「各三人」を「各四人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

近時、事件数が増加する傾向にあり、かつ、事案の内容も複雑化してきたことにかんがみ、裁判官訴訟追委員会事務局及び裁判官弾劾裁判所事務局の参事及び主事をそれぞれ一人ずつ増員する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十三年三月二十七日印刷

昭和三十三年三月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局